特定技能外国人受入モデル企業 支援事業補助金

申請の手引き

(R5.3.1)

目 次

1
1
1
2
2
3
3
3
4
4
4
5
5
5
5
5
6
6
7
9 10
10 11
12

1. 補助金の概要

(1) 趣旨

外国人が地域とつながりを深めながら、孤立することなく安心して生活し働く ことができる環境の形成を図るため、特定技能外国人の円滑な受入や職場定着に 必要な環境整備に取り組む県内の中小企業等の皆様に対し、予算の範囲内で補助 金を交付します。

(2)補助対象者(補助要件)

次の①~④の要件を全て満たす必要があります。

- ①中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者※であって、県内に主たる事業所を有する者。
- ②特定技能外国人を受け入れている又は受入れを予定していること。
- ③特定技能2号の輩出を目指していること。
- ④次の各号のいずれにも該当しない者。
 - ア 広島県暴力団排除条例 (平成22年広島県条例第37号) に規定する暴力団 又は暴力団員等
 - イ 役員等(個人である場合はその者,法人である場合は役員,団体である場合は代表者,理事等,その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が,自己,自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって,暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非 難されるべき関係を有している者

※「中小企業者」の定義(中小企業基本法第2条第1項)

業種	「常時使用する従業員の (出資の総額)」のいず	
木 佳	常時使用する 従業員の数	資本金の額 (出資の総額)
製造業・建設業・ 運輸業・その他の業種	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5千万円以下
サービス業	100人以下	5千万円以下

(3)補助対象期間

交付決定日~令和6年2月28日まで

注意事項

交付決定日より前の取組については、補助対象とはなりませんので、ご注意く ださい。

(4)補助対象経費

以下の①~⑩の取組等に要する経費が補助対象経費となります。

- ①特定技能1号及び特定技能2号取得に必要な技能試験等に要する経費
- ②特定技能1号から特定技能2号へのステップアップへの支援に要する経費
- ③特定技能1号又は技能実習生の日本語能力の向上につながる取組に要する経費
- ④特定技能1号又は技能実習生が地域との交流を図る取組に要する経費
- ⑤特定技能1号又は技能実習生が日本文化や県内の歴史・自然等の体験に要する経 費
- ⑥特定技能外国人を受け入れるための住居等の環境整備に要する経費
- ⑦特定技能外国人を受け入れるための手続き等に要する経費
- ⑧特定技能外国人を受け入れるための組織体制の整備に要する経費
- ⑨特定技能外国人を受け入れるための送り出し機関・国等への調査に関する渡航費
- ⑪その他知事が必要と認める経費

※補助対象経費は、次の経費区分に該当するものが対象です。

経費区分	経費の内容
報償費	講師の謝金等
旅費	講師の交通費・宿泊費,送り出し機関等の調査に係る渡航費等
需用費	印刷費,消耗品費,材料費,技能の習得又は研修等のために支出し た費用
	住居等の改築経費(形状を変えない小修繕に要するもの)
委託費	事業実施に係る委託費(工事の設計に係る経費は除く。)
工事請負費	住居等の改築経費(形状,構造等を変更する修繕に要するもの)等
備品購入費	購入価格10万円以上の物品購入費
その他	その他知事が特に必要と認める経費

※消費税及び地方消費税は対象経費に含まれません。

注意事項

本補助金について、上記①~⑩の取組等のうち、<u>5つ以上</u>の取組を実施していただく必要があります。

申請にあたっては、5つ以上の取組について、事業計画書を作成してください。

(5)補助金の上限額

300万円(消費税及び地方消費税は含みません。)

(6)補助率

補助率は、補助対象経費の総額の4分の3以内(1円未満の端数は切り捨て)とします。申請に当たっては補助金額が4分の3を超えないように注意してください。

注意事項

他団体等から助成金等の交付を受けている場合は、補助対象経費から他の助成金等支給額を減じます。

例:他団体等から助成金等の交付を受けている場合(イメージ図)



※事業費【税抜き】500万円に対し、他団体等から100万円の助成金が交付されている場合、補助対象経費は、他団体等の助成金との差額である400万円となり、本県の補助額は300万円となります。

2. 申請手続き等

(1)申請書類

提出書類の種類	具体的な内容
①交付申請書	・別記様式第1号に記入してください。
②企業概要書	・別記様式第1号別紙1に記入してください。
③事業計画書	・別記様式第1号別紙2に記入してください。
④収支予算書	・別記様式第1号別紙3に記入してください。
⑤誓約書	・県所定の様式に記入してください。
⑥チェックリスト	・県所定の様式に記入してください。
⑦企業のパンフレット等	・企業概要,組織体制図が分かるものを添付してください。

- 提出いただいた申請書等は、原則として返却しません。
- 上記以外に補足書類の提出を求める場合があります。
- 書類はA4サイズで統一してください。
- ◆申請様式等の入手先(県ホームページからダウンロードしてください。) (URL)

https://www.pref.hiroshima.lg,jp/site/foreigner-emp/tokuteiginouhojokin.html

(2) 申請受付期間

以下の3回の日程で申請を受け付けます。

日程	申請受付締切日	交付決定予定時期
第1回申請受付	3/24(金)	3月下旬
第2回申請受付	4/28(金)	5月上旬
第3回申請受付	5/31(水)	6月上旬

※第2回及び第3回申請受付は、予算の上限に達した場合、申請受付を中止することがあります。

※それぞれの申請締切日の17:00までに県(申請先)に到着した申請書類を有効 とします。

(3) 申請方法

申請に当たっては、①郵送と②持参のどちらかの方法で申請してください。

- ①郵送による申請
 - 下記宛先に郵送してください。
 - ・レターパックや簡易書留など郵送物の追跡ができる方法で郵送してください。控 えは、交付決定通知書又は不交付決定通知書が届くまで保管してください。
 - 封筒等には、差出人の住所、氏名を必ずご記入ください。
 - ・料金不足の場合は受け取ることができないためご注意ください。

【宛先】 〒730-8511

広島県広島市中区基町10番52号

広島県商工労働局雇用労働政策課

特定技能外国人受入モデル企業支援事業補助金担当

②持参による申請

下記へ持参してください。

【申請先】 〒730-8511

広島県広島市中区基町10番52号

広島県商工労働局雇用労働政策課労働環境整備推進グループ

(広島県庁東館の3階にあります。)

(4) その他の申請に関する注意事項

- ・申請書類に不足や記入漏れ等の不備があった場合、県担当者から直接連絡をさせていただきます。このため、企業概要書(別記様式第1号別紙1)の連絡先欄には必ず、日中(9時~17時)に対応可能な連絡先の記入をお願いします。
- 申請書類が全て確認できなければ、審査ができません。提出前に書類が揃っているか 再度ご確認をお願いします。
- 申請書の提出があった場合でも、申請締切日までに必要な書類全てが揃っていない場合は、申請を取り下げたものとみなすことがあります。

3. 補助金の交付決定

申請書類を受理した後、その事業内容等を審査し、補助金の交付決定または不交付決定を行います。決定通知は、通知書の送付を行うとともに、県担当者から直接連絡をさせていただきます。

注意事項

本補助金は、特定技能2号の輩出を大きな目的としています。特定技能2号の 輩出に繋がると考えられる取組が含まれ、かつ、実現可能な申請について、優先 的に交付決定させていただきます。

4. 交付決定の取消し及び補助金の返還

補助金の交付後、補助対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合等は、補助金の交付決定を取消し、知事の指定する期日までに補助金を返還いただき、加算金をお支払いいただきます。

5. 調査等への協力

補助金の適正な支出のため、必要に応じて申請者に対し、調査、報告、是正その他必要な措置を求めることがあります。また、申請者に対して立入検査を実施することがあり、その場合、申請者はこれに応じる必要があります。

6. その他注意事項

- 提出いただいた申請書類に記載された情報は、本補助金に関する事務に限り使用 し、同意事項及び誓約事項を除き、他の目的には使用しません。
- 但し、場合により、申請書類に記載された情報を広島県警察本部、税務署、国、 市町などの行政機関に提供することがあります。

7. 問い合わせ先

広島県商工労働局雇用労働政策課労働環境整備推進グループ 特定技能外国人受入モデル企業支援事業補助金担当 Tel.082-513-2838

Mail, syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

申請書類の様式について

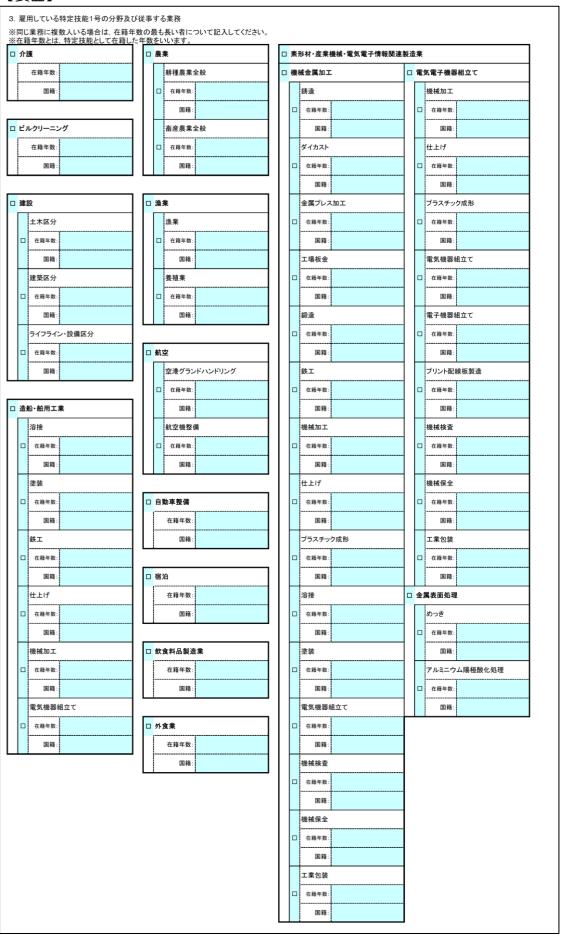
这付申請書(別記様式第1号)		
別記様式第1号(第5条関係)		
	令和 年 月	日
広島県知事様		
	所 在 地	
	名称	
	代表者氏名	
特定技能外国人受入	モデル企業支援事業補助金 交付申請書	
次のとおり補助事業を実施したいの	で、特定技能外国人受入モデル企業支援事業補助	金交付
要綱第5条第1項の規定により、補助	金の交付を申請します。	
1 補助金交付申請額 金	円	
2 添付書類		
(1) 企業概要書(別紙1)		
(2) 事業計画書(別紙2)		
(3) 収支予算書(別紙3)		

②企業概要書(別記様式第1号別紙1)

【表面】

T MF3	有の情報(法	八切物口は	会社等の所在地		人事:		の項	労合は	113	者の	土町を	1000	CC CC/S					都・追							区•ī	
				₹				-										都•追府•県							町・村	
		所在地	番地														_				_					
			法,	号																		% :2	大のフ	ちのみ		
			フリガナ 法人名又は																							\dashv
	申請者情報	报	屋号·店名		Т			-	178-2			\neg			10.07	0.40	_	_		P & All	1			Ann a	t 40	4
			業種分類 (※1)		+				造業			\dashv			建設		\dashv			E輸業	+			Elia	5業	\dashv
			従業員数					4	·売業	Ķ.				<u> </u>		ジス業 本金又(±			の他						4
			(※2)												出	する 資の総ね フリガナ										
			代表者 役職													表者氏	3									
				7	Τ	Τ	Τ	-			Т				広島	島県			Т						区・市町・神	5
			所在地	番地	等	H																			шј•1	1
핔	事業所情報()	% 3)	フリガナ	шс.	<i>y</i> -,																					
			事業所名称																							
車	担当	者	所属												F	フリガラ										
各	メールア	ドレス														電話番号	% 4)									
	たる業種にチェー	ックして下さい																								
	している外国 定技能1号	国人材の情	報		Τ				介護			\neg		ビル	/クリ-	ーニング	1		素形材・産業制	il被·電気電子 il製造業	青報開			建	設	٦
		国人材の情	報																							
		国人材の情	報					-	介護					ビル	/クリ-	ーニング			素形材・産業料 ;	技械・電気電子 Ξ製造業	青報開			建	設	
)特2		国人材の情	分野				j			工業						ーニング 車整備			素影材・座業書	^{技械・電気電子} ^{見製造業} 航空	青報開				設泊	
<u>)特</u> ;	定技能1号 数(人)		分野					造船・	舶用農業	工業			0	É	自動車漁	車整備業			飲食	製造業				宿		
<u>)特</u> ;	定技能1号 数(人)				裏面	ā(3.		造船・	舶用農業	工業	定技能	能1号	0	É	自動車漁	車整備業	も記ノ		飲食	航空				宿	泊	
)特) 人 上記(定技能1号 数(人) の特定技能1・ 能実習1号		分野		裏面	ī(3:		造船・	舶用農業	工業	定技能	能1号	0	É	自動車漁	車整備業	も記2		飲食	航空				宿	泊	
)特) 人 上記()技(<u>定技能1号</u> 数(人) の特定技能1・ 能実習1号 数(人)	号の表にチ	分野	方は、			. 雇	造船・	舶用農業	る特		能1号	0	É	自動車漁	車整備業	も記2		飲食ださい。	航空料品製造				宿	泊	
)特)	<u>定技能1号</u> 数(人) の特定技能1・ 能実習1号 数(人)	号の表にチ	分野エックを入れた	方は、			. 雇	造船・開し、数及	舶用農業	る特の分野		能1号	0	野及び従	自動車漁	車整備業	も記ノ		飲食ださい。	航空				有外	泊	
) 特別 人 上記(() 技能 人 5 特別	<u>定技能1号</u> 数(人) の特定技能1・ 能実習1号 数(人)	号の表にチ	分野エックを入れた	方は、技能等			. 雇	造船・	船用業でいるが護	る特の分野		能1号	日の分割	F及び従 ビル	事す	車整備 業 る業務)	も記 <i>フ</i>		飲食ださい。	製造業 航空 料品製造				有外	食	
)特) 人 上記()技績 人 5特別	<u>定技能1号</u> 数(人) の特定技能1・ 能実習1号 数(人) 定技能1号へ	号の表にチ	分野 エックを入れた コード・コード・コード マックを入れた コード マック 野の	方は、			. 雇	造船・数及	船用業でいるが護	る特の分野		能1号	号の分割	F及び従 ビル	事す	車整備 業 一二ング 車整備	も記2		飲食ださい。	製造業 航空 料品製造				宿外建宿	泊 食 設	
)特分人 上記()技術 人	定技能1号 数(人) の特定技能1: 能実習1号 整技能1号へ 数(人)	号の表にチ	分野 エックを入れた コード・コード・コード マックを入れた コード マック 野の	方は、			. 雇	造船・数及	舶用 農工でい び が護	る特の分野		能1号	ラの分割	F及び従 ビル	事事・プリー動	車整備 業 一二ング 車整備	も記 <i>フ</i>		飲食ださい。	製造業 航空 料品製造				宿外建宿	泊食設泊	
) 特 人 記 技 人 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	定技能1号 数(人) の特定技能1・ 能実習1号 数(人) 定技能1号へ 数(人)	号の表にチ	分野 エックを入れた 可能な分野の 分野	方は、技能のローローローローローローローローローローローローローローローローローローロー	実習	生色	. 雇 の人 ;	造船・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	舶農でび護用業	分野		能 1 号	ラの分割	F及び従 ビル	事事・プリー動	車整備 業 一二ング 車整備	も記ノ		飲食ださい。	製造業 航空 料品製造				宿外建宿	泊食設泊	
)特; 人 L記(対 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	定技能1号 数(人) の特定技能1・ 能実習1号 数(人) 定技能1号へ 数(人)	号の表にチ	分野 エックを入れた コード・コード・コード マックを入れた コード マック 野の	方は、技能	実習	生色	. 雇 の人 ;	造船・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	舶農でいるが護師用業の	3工業 る特 分野 3工業 分野		能 1 号	□ □ □ □	E F F D U U E E	事すっつり動産	車整備 業 る業務) ーニング	も記2		飲食がたださい。	^{製造車車} 新 新 新 科 品 製造	換額			宿外 建 宿 外	泊食設泊食	
)	定技能1号 数(人) の特定技能1・ 能実習1号 数(人) 空技能1号へ 数(人) 数(人)	号の表にチ	分野 エックを入れた 可能な分野の 分野 可能な分野の	方は、技能製品を表現し、	実習	生色	. 雇の人	造船・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	舶用業いび護用業で	3工業 - る特 - 分野 - 分野		能 1 与		E E E	事す・クラー	事整備業	も記ノ		飲食がたださい。	與	換額			宿 外 建 宿 外	泊食飲油食	
)特別人 に 技技人物人 技技人物人 ちちり方 ちちり	定技能1号 数(人) の特定技能1・ 能実習1号 数(人) 定技能1号へ 数(人)	号の表にチ	分野 エックを入れた 可能な分野の 分野	方は、技能	実習	生色	. 雇の人	造船・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	舶用業いび護用業で	3工業 る特 分野 3工業 分野		能1号	□ □ □ □	E E E	事す・クラー	車整備 業 る業務) ーニング	も記 <i>7</i>		飲食がたださい。	^{製造車車} 新 新 新 科 品 製造	換額			宿 外 建 宿 外	泊食設泊食	
)	定技能1号 数(人) の特定技能1・ 能実習1号 数(人) 空技能1号へ 数(人) 数(人)	号の表にチ	分野 エックを入れた 可能な分野の 分野 可能な分野の	方は、技能製品を表現し、	実習	生色	. 雇の人	造船・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	舶用業いび護用業で	3工業 る特 分野 業 分野		能1与		E E E	事す・クラー	事整備 業 ーニング 事整備	も記 <i>フ</i>		飲食 が食い。 飲食 飲食	與	有報酬			建宿外建宿	泊食飲油食	
)	定技能1号 数(人) の特定技能1・ 能実習1号 数(人) 空技能1号へ 数(人) 数(人)	号の表にチ	分野 エックを入れた 可能な分野の 分野 可能な分野の	方は. 技能器 口口口	実習	生色	. 雇の人	造船・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	舶無業いび護用業のび護用	3工業 る特 分野 業 分野		能 1 句		E E E	事・ク・動・漁・ク・動・漁・ク・動・漁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事整備 業 ーニング 事整備	も記2		飲食 が食い。 飲食 飲食	與	有報酬			建宿外建宿	泊 食 設 泊 食	
(特) (大) (大) (大	定技能1号 数(人) の特定技能1・ 能実習1号 数(人) を技能1号 数(人) を支技能1号へ 数(人) 数で技能1号へ 数(人) を支技能1号へ 数(人) を支技能1号へ	号の表にチーク の移行が の移行が	カ野 エックを入れた 可能な分野の 分野 分野	方は. 技能製 ローロー	習	生色	. 雇の人	造船・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	舶農でび護用業の強調を	3工業 合特 分野 業 分野		能 1 号		E E E	事・ク・動・漁・ク・動・漁・ク・動・漁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事整備 業 ーニング 事整備	も記 <i>力</i>		飲食 が食い。 飲食 飲食	與	有報酬			建宿外建宿	泊 食 設 泊 食	
(特) (大) (特) (大) (特) (大) (大) (大	定技能1号 数(人) の特定技能1: 能実習1号 数(人) 空技能1号へ 数(人) 数(人) 数定技能1号へ 数(人) 数定技能1号へ 数(人)	号の表にチーク の移行が の移行が	分野 エックを入れた 可能な分野の 分野 可能な分野の	方は. 技能製 ローロー	習	生色	. 雇の人	造船・川田し、数次に造船・川田、数次に造船・川田、数次に造船・川田、数次に造船・川田、数次に対している。	舶農でび護用業の強調を	3工業 - る特 - 分野 - 分野		能 1 号		E E E E E E E E E E E E E E E E E E E	事すっていまから、カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カ	事整備 業 ーニング 事整備	も記 <i>?</i>		飲食 飲食 飲食 飲食 飲食 飲食 飲食 飲食	與	有知知			在 外 建 宿 外	泊 食 設 泊 食	
)特 人 記 技人特 人 技人特 人 技人特 人 技人特 人 技人特	定技能1号 数(人) の特定技能1: 能実習1号 数(人) 空技能1号へ 数(人) 数(人) 数定技能1号へ 数(人) 数定技能1号へ 数(人)	号の表にチーク の移行が の移行が	カ野 エックを入れた 可能な分野の 分野 分野	古 は	習	生色	. 雇の人 ジョン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン	造船・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	舶業のび護用業の選用業の	3工業 - る特 - 分野 - 分野		能1--		E E E E E E E E E E E E E E E E E E E	事す・クリー動魚	事整備 業 一二ング 事整備 ・	も記 <i>7</i>		飲食 飲食 飲食 飲食 飲食 飲食 飲食 飲食	原	有知知			宿 外 建 宿 外 建 宿 外	泊食飲油食	
)特 人 記 技人特 人 技人特 人 技人特 人 技人特 人 技人特	定技能1号 数(人) の特定技能1・ 総数(人) を接触1・ を表数(人) を支技能1・ を表数(人) を支技能1・ を表数(人) を表数(人) を表数(人) を表数(人) を表数(人) を表数(人) を表数(人) を表数(人) を表数(人)	号の表にチーク の移行が の移行が	カ野の カサ カラ カッチ	古 は 技能型 ローロー 技能型 ローロー 技能器 ローローロー 技能器 ローローロー 対策 になっている はい	習	生色	. 雇の人 ジョン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン	造船 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	舶業のび護用業の選用業の	3T #		称: 1 何		E E E E E E E E E E E E E E E E E E E	事す・クリー動魚	事整備 業 ング ング 事整備 ング 事整備	も記2		飲食 飲食 飲食 飲食 飲食 飲食 飲食 飲食	與由本 財	有他所			在 外 建 有 外 建 有 外	泊食設治食	

【裏面】



③事業計画書(別記様式第1号別紙2)

	2 (第5条)						
			事業計	画書			
1. 令和5年度中に	特定技能 2 号	号の認定	を目指す	上外国/	人材について		
①人数: 人	②分野:						
③特定技能1号の経	験年数:						
④監督者経験(経験)	がある場合の	のみ記入	して下さ	ない。)	:		
※複数人いる場合は,	234117	それぞれ	記載して	て下さい	`.		
2. 事業内容							
 事業內容 (1)特定技能1号 	及び特定技能	能2号取	得に必要	要な技育	と試験等に係る	取組	
 事業内容 (1)特定技能1号 ①内容 	及び特定技能	能 2 号取	得に必要	要な技育	と試験等に係る	取組	1
(1) 特定技能1号	及び特定技能	能2号取	得に必要	更な技能	上試験等に係る	取組	
(1) 特定技能 1 号。 ①内容		能2号取	得に必要	要な技育		取組	
(1) 特定技能 1 号。 ①内容		能2号取	得に必要	要な技育	を試験等に係る ③実施場所	取組	
(1)特定技能1号①内容②実施時期・実施回	数		得に必引	要な技能		取組	
(1)特定技能1号①内容②実施時期・実施回④取組の対象となる	数		得に必要	要な技育		取組	
(1)特定技能1号①内容②実施時期・実施回④取組の対象となる特定技能1号:	数		得に必引	要な技育		取組	
(1)特定技能1号①内容②実施時期・実施回④取組の対象となる特定技能1号:	数 外国人材に [・] 人		得に必要	要な技能			
(1)特定技能1号①内容②実施時期・実施回④取組の対象となる特定技能1号: 技能実習生:	数 外国人材に [・] 人		得に必要	要な技能	③実施場所		
(1)特定技能1号①内容②実施時期・実施回④取組の対象となる特定技能1号: 技能実習生:	数 外国人材に [・] 人		得に必引	要な技育	③実施場所		
(1)特定技能1号①内容②実施時期・実施回④取組の対象となる特定技能1号: 技能実習生:	数 外国人材に [・] 人		得に必要	要な技能	③実施場所		
(1)特定技能1号①内容②実施時期・実施回④取組の対象となる特定技能1号: 技能実習生:	数 外国人材に [・] 人		得に必要	要な技能	③実施場所		
(1)特定技能1号①内容②実施時期・実施回④取組の対象となる特定技能1号: 技能実習生:	数 外国人材に [*] 人 人	ついて			③実施場所		
(1)特定技能1号①内容②実施時期・実施回④取組の対象となる特定技能1号: 技能実習生:	数 外国人材に [*] 人 人	ついて	得に必動		③実施場所		
(1)特定技能1号①内容②実施時期・実施回④取組の対象となる特定技能1号: 技能実習生:⑤期待される効果	数 外国人材に [*] 人 人	ついて			③実施場所		
 (1)特定技能1号 ①内容 ②実施時期・実施回 ④取組の対象となる。特定技能1号: 技能実習生: ⑤期待される効果 . 事業期間 	数 外国人材に [*] 人 人	ついて ~ (中	'略) (-	③実施場所		
 (1)特定技能1号 ①内容 ②実施時期・実施回 ④取組の対象となる。特定技能1号: 技能実習生: ⑤期待される効果 事業期間 事業開始日 	数 外国人材に [*] 人 人	ついて ~ (中	n略) f	3	③実施場所		
 (1)特定技能1号 ①内容 ②実施時期・実施回 ④取組の対象となる。特定技能1号: 技能実習生: ⑤期待される効果 . 事業期間 	数 外国人材に [*] 人 人	ついて ~ (中	n略) f	-	③実施場所		

④収支予算書(別記様式第1号別紙3)

別記様式第1号別紙3(第5条関係)

収支予算書

(単位:円)

	補助対象経費	補助対象経費	負担	区分	(+12:11)
経費区分	(税込み)	(税抜き)	県補助金	自己資本	積算根拠•備考
報償費		0	0	0	
旅費		0	0	0	
需用費		0	0	0	
委託費		0	0	0	
工事請負費		0	0	0	
備品購入費		0	0	0	
その他		0	0	0	
合計	0	0	0	0	

⑤誓約書

誓約書

私は、特定技能外国人の円滑な受入や職場定着に必要な環境整備に取り組むための、「特定技能外国人受 入モデル企業支援事業補助金(以下「補助金」という。)」交付を申請するに当たり、次の内容について、誓 約します。

この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。 また、貴職において必要と判断した場合に、当方の個人情報を市町、警察に提供することについて同意します。

記

1 反社会的行為に関して

- (1) 暴力団 (暴力団排除条例 (平成 22 年広島県条例第 37 号) 第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。 以下同じ。) 又は暴力団員等 (同条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。) であり ません。
- (2) 事業者の役員等(個人である場合はその者,法人その他の団体である場合は役員(業務を執行する 社員,取締役,執行役又はこれらに準ずる者をいい,相談役,顧問その他いかなる名称を有する者で あるかを問わず,当該団体に対し業務を執行する社員,取締役,執行役又はこれらに準ずる者と同等 以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)をいう。以下同じ。)が自己,自社若しくは第三 者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって,暴力団又は暴力団員等を利用す るなどしていません。
- (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していません。
- (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていません。
- (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していません。

2 その他この申請等に関して

- (1) 申請内容は事実に相違なく、申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、補助金及び加算金の返還等に応じます。
- (2)申請日から5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行っていません。
- (3) 広島県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- (4) 警察, 税務機関, 国及び市町等から申請書類に記載された情報の提出を求められた場合には, 提供することに同意します。

広島県知事様

令和 年 月 日

(申請者)

住 所

法人名又は

屋号·店名

代表者氏名

※法人の代表者又は個人事業主が自署又は、代表者印を押印してください。

⑥チェックリスト(申請者用)

	-エックリスト(、モデル企業支援事業補助金 チェックリスト				
企	業名						
t	表者名						
•	是出書類						
No.	書類名	チェック項目	チェック内容	チェック 欄			
		申請日	申請受付期間内か。				
1	交付申請書 (別記様式第1号)	申請者情報	記入漏れがないか。				
		補助金交付申請額	補助上限額の300万円以内か。				
		由き老性が	記入漏れがないか。				
	企業概要書【表面】	申請者情報	中小企業か(申請の手引きP.1 『「中小企業者」の定義』参照)。				
2	(別記様式第1号別紙1)	事業所情報	広島県内の事業所か。				
		雇用している外国人材 の情報	人数を記載した項目について分野にチェックが入っているか。				
	企業概要書【裏面】 (別記様式第1号別紙1)	雇用している特定技能 1号の分野及び職種	(※表面の特定技能1号の表にチェックが入っている場合のみ) 記入漏れがないか。分野・業務の両方にチェックが入っているか。				
			令和5年度中に特定技能2号を目指す外国人材は記入されているか。				
		活動内容	活動内容(1)~(10)の項目のうち,5項目以上に記載されているか。				
3	事業計画書 (別記様式第1号別紙2)	心影內谷	取組ごとの実施時期は補助事業期間内か。				
			取組を記載した項目に、記入漏れがないか。				
		事業期間	事業期間は適切か(令和6年2月28日を超えていないか)。				
			補助金交付申請書(別記様式第1号)の申請額と県補助金の合計金額が一致しているか。				
4	収支予算書	記載内容	各経費区分ごとに県補助金が3/4以内か。				
+	(別記様式第1号別紙3)	ローサルトンピ	経費区分ごとの県補助金額の合計金額に誤りがないか。				
_			経費区分ごとの金額は妥当か(経費区分に偏りがないか)。				
5	誓約書	記載内容	代表者が自署しているか、又は代表者印が押印されているか。				
ŝ	企業のパンフレット等	組織体制	企業の概要・組織体制図が分かるものが添付されているか。				